様式5

共同体協定書

（目的）

第1条　当共同体は、旧いとう旅館活用整備事業（以下、「当該事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条　当共同体は、○○○共同体（以下、「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条　共同体は、（団体名、所在地を明記）内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条　共同体は、本協定書締結日に成立し、法人設立後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2　当該事業の選定を受けられなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず解散することができるものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条　共同体の構成員は、次のとおりとする。

代表構成員 団体名

所在地

代表者名

構成員　　　　団体名

所在地

代表者名

（代表者の名称）

第6条　共同体は、△△△（団体名を明記）を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条　共同体の代表者は、当該事業の履行に関し、共同体を代表して、岐阜市及び監督官庁等と折衝する権限、当該事業に係る事業者選定公募型プロポーザル参加関係書類の作成及び提出、共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の責任）

第8条　各構成員は、当該事業の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第9条　本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

（業務履行途中における構成員の脱退に対する措置）

第10条　構成員は、共同体が当該事業に係る法人を設立する日までは脱退することができない。

2　前項の規定に関わらず構成員が当該事業の履行途中において、当該事業に係る事

業者選定公募型プロポーザルの応募資格要件を欠き脱退した場合においては、残存

構成員が当該事業を完了する。

（業務履行途中における構成員の破産又は解散に対応する措置）

第11条　構成員のうちいずれかが、事業履行途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第12条　共同体が解散した後においても、当該事業につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第13条　この協定書に定めのない事項については、構成員全員の協議によるものとする。

×××（構成員の団体名を明記）は、以上のとおり旧いとう旅館活用整備事業共同体協定書を締結したので、その証として本協定書△通を作成し、当事者記名押印して各自その1通を保有するほか岐阜市に1通提出するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

〇〇〇共同体

代表構成員　　団体名

所在地

代　表　者　名　　　　　　　　　　　印

構成員　　団体名

所在地

代　表　者　名　　　　　　　　　　　印